

大分市総合計画第2次基本計画検討委員会 第4回 市民福祉部会 議事録

◆ 日 時 令和元年10月29日(火) 10:00～12:00

◆ 場 所 保健所4階 中会議室

◆ 出席者

【委員】50音順

影山 隆之 部会長、今村 博彰 副部会長、江口 公二、衛藤 良憲、小野 ひさえ、釘宮 誠司、
児玉 三枝子、田島 寛信、淵 芳包、牧 達夫(計10名)

【事務局】

企画課参事補 和田 勝美、同主査 中野 悠樹(計2名)

【プロジェクトチーム】

福祉保健課主査 和田 宏、子育て支援課主査 吉田 晶信、
長寿福祉課主査 吉田 健治、障害福祉課主査 奈須 正博、
保健総務課主査 上田 卓司、健康課専門員 金並 由香、
人権同和对策課参事補 田邊 美紀、市民協働推進課主査 伊東 章将(計8名)

【オブザーバー】

男女共同参画センター、国保年金課、生活福祉課、人権・同和对策課、健康課

【傍聴者】

なし

◆ 次 第

1. 第3回部会会議でいただいたご意見等に対する回答について
2. 各節の検討
 - 第1章 社会福祉の充実
 - 第5節 社会保障制度の充実
 - 第2章 健康の増進と医療体制の充実
 - 第1節 健康づくりの推進
 - 第3章 人権尊重社会の形成
 - 第1節 人権教育・啓発及び同和对策の推進
 - 第2節 男女共同参画社会の実現
3. その他

大分市総合計画第2次基本計画検討委員会 第4回市民福祉部会 会議録

事務局

皆さん、おはようございます。ただいまから大分市総合計画第2次基本計画検討委員会第4回市民福祉部会を開催いたします。

まず、開会に当たりまして、本日は小野仁志委員が欠席ということで連絡をいただいております。ご報告を申し上げます。

また、本日、私たち事務局、プロジェクトチームのほかに、国保年金課、生活福祉課、健康課、保健予防課、人権・同和対策課、男女共同参画センターの職員が来ております。ご質問等の際には課の担当のほうからお話しさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

次に、お手元に配付している資料の確認をいたします。

まず、今回は第5回になりますけど、第5回の部会のご案内文書のほうを配付させていただいております。それと、本日の次第、配席図、日程表、A3横の第3回市民福祉部会会議でいただいたご意見に対する回答表、今回協議する節を抜き出した資料としてA3横の新旧対照表、政策データ集、第2章第1節の健康づくりの推進につきましては関連資料も添付しております。

また、大分市総合計画政策・施策総括評価案をお配りしております。A3横の資料になります。この資料につきましては、大分市総合計画の政策・施策の評価結果についての資料でございます。庁内での内部評価を外部の有識者などで構成される外部行政評価委員会に諮り、ご意見をいただきましたので、議論の参考資料としていただければと思います。

それでは、早速議事に入ります。議事の進行につきましては、検討委員会設置要綱第7条第4項により、部会長が行うこととなっておりますので、影山部会長、よろしく願いいたします。

部会長

皆さん改めまして、こんにちは。本日も積極的なご討論をお願いいたします。

では、次第に従って、議事を進めさせていただきます。

まず、議事の1番目、前回の部会会議でいただいたご意見に対する回答について、事務局から説明をしてください。

A3横長の白黒の表になります。

事務局

それでは、前回の部会において、委員の皆様からいただいたご意見等につきまして、市としての考え方を整理しましたので、ご説明させていただきます。

A3横の資料をごらんください。前回いただいた意見は、2枚目も含めて、22の意見をいただいております。それをまとめた資料になります。

主なものを説明させていただきます。

まず4番、影山部会長から、高齢者福祉の充実のところいただいた意見で、「主な取り組み」の「自立した生活を継続するための支援、介護予防・重度化防止の推進」の「自立した」と記載している部分が、話が少し大きすぎるので、これについての表

現を検討してみてもどうかという意見がございました。この項目での「自立した」につきましては、身体的な自立を指しており、意味が広範でわかりにくい表現となっているため、「自立した生活を継続するための支援」を削除し、「介護予防・重度化防止の推進」という文言に変更したいと考えております。

7番、こちらにも影山部会長からいただいたご意見ですが、政策データ集に「全国の地域医療情報ネットワークの“連携数”」とあり、何の数なのかわかりづらいため、表現の検討をというご意見でございました。これにつきましては、「全国に存在する地域医療情報ネットワークの数」という表現に変更いたします。

13番、釘宮委員からいただいたご意見で、地域医療体制の充実の箇所についてでございますが、平成30年に大分市在宅医療・介護連携支援センターが開設され、地域包括支援センターとの役割を明確にし、連携を進めていくこととなっていることから、総合計画への記載の検討をというご意見でございました。市の考え方としましては、大分市在宅医療・介護連携支援センターについては、在宅医療・介護を結びつけるコーディネート機関として重要な役割を担っておりますことから、大分市高齢者福祉計画及び第8期大分市介護保険事業計画などの個別計画の中での記載を今後検討していきたいと考えております。

第3回会議でいただいたご意見等に対する主なものについての説明は以上でございます。

部会長

ただいまの説明に対して、改めてご質問とかご意見ございませんでしょうか。

今、説明があったところ以外については、前回の会議の中で、さらに市の考え方を説明いただいていますし、その後、調べていただいた部分もありますので、回答というような形で書いていますけれども、それ以外に変更したほうがよいという点については、今、説明いただいたとおりでよろしいでしょうか。

(なしの声)

部会長

ありがとうございます。

それから、大分市総合計画政策・施策総括評価は参考資料等ということですので、福祉に関する新規の人材の確保が難しいなどの指摘ももらっている、そういう困難がある中で、今こういう新しいマスタープランを検討している状況であるということをご了解いただければということでもあります。

それでは、それ以外については、事務局の回答をご了解していただいているということで、本日の主要な議題に入っていきます。

議事の2番目、節目の検討で、1章の5節について、まず検討を始めたいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

P T

それでは、第1章「社会福祉の充実」、第5節「社会保障制度の充実」について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

この節では、国保年金課と生活福祉課に関連する社会保障制度の施策について掲載

しております。

それでは、お手元の資料、新旧対照表をごらんください。

まず、「動向と課題」についてでございますが、変更いたしました部分は多くなっておりますが、原案からの大きな変更ではなく、現在の社会保障を取り巻く状況について、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、公的年金制度の動向等を盛り込んだ変更としております。

上から3行目の部分でございますが、2025年に、いわゆる団塊の世代の方々が全て75歳以上となる超高齢化の社会を迎えますとともに、少子化による若者や現役世代の減少とあわせて、総人口の減少、人口構成の変化により、社会保障の基盤となる給付と負担の世代間不均衡が高まってまいります。

また、家族形態の変化により単身世帯、夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、高齢化の進行に伴う高齢者世帯の割合が増え、社会保障制度が前提としていた家族での支え合いの機能に影響を及ぼしていると考えられています。さらには、雇用年齢の引き上げなど働き方の変化による社会保障制度の充実が求められております。

国は、構造の変化に的確に対応することで、持続可能な社会保障制度の確立を図り、全ての世代が年齢ではなく、負担能力に応じて負担し支え合う「全世代型の社会保障」を目指すとしており、高齢化・人口減少を踏まえた、総合的かつ重点的な政策を取りまとめ、制度改革も含め実行に移しています。

その次の改行部分、「なかでも」と書かれた以降でございますが、朱書きにしている箇所と取り消し線を引いている箇所がございます。こちらは、素案から修正したいと考えている部分でございます。理由としましては、市町村が保険者となる国民健康保険の医療費総額は、2015年度までは増加していましたが、2016年度より減少に転じており、被保険者数の減少が影響しているものと考えられます。

しかしながら、1人当たりの医療費は、被保険者の減少にもかかわらず、全国的にも毎年増加しております。前素案ですと、国民健康保険医療費総額が毎年増加していると読み取れますことから、修正したいと考えております。

また続けて、効率的な医療保険事業の実施による財政の健全化が求められていたと修正しております。2015年5月27日の持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立によりまして、2018年度から財政運営の責任主体が都道府県にかわり、安定的な財政運営などの中心的な役割を担うこととなりました。大分市も、大分県と連携し、制度の安定化を図るよう取り組むこととしております。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者が加入する保険となります。県内全ての市町村が加入する大分県後期高齢者医療広域連合が運営主体となりますが、給付費の9割が公費または現役世代からの支援金であることや、年齢が高まると医療費が高くなる傾向があることから制度の充実が求められております。

公的年金制度は、現役世代の保険料負担により高齢世代の年金給付を賄う世代間扶養の仕組みにより運営されており、国民の約3割が受給し、老後生活の柱としての役割を担っております。今後さらなる高齢化の進行により、持続可能で安定的な公的年金制度の確立が求められています。

生活保護関係は、下から5行目のみ変更しております。これまでの生活保護世帯数の増減については、景気の変動や高齢化・核家族化等により増加傾向にありましたが、近年の生活保護世帯数は横ばい状態となっており、高齢化・核家族化は進展しているものの、景気動向は回復傾向にあり、要因は多様化していることから、要因についての文言は削除しております。

次に、26ページをお願いいたします。「基本方針」についてでございます。それぞれの制度につきましては、市民が安心して生活を送れるように、国や県に対して改善と充実を働きかけていくこととしております。地域福祉計画における表記と統一するために、「低所得者」という文言を「生活困窮者」へ変更しております。

続きまして、27ページをお開きください。「主な取り組み」についてでございます。1項目めの国民健康保険制度の充実につきましては、1点目ですが、国保データベース（KDB）システム、これは特定健診や特定保健指導、医療・介護保険等にかかる情報により作成された統計情報になりますが、これをもとにして、疾病予防・健康づくりなどに活用することとしております。また、3点目は、2018年度より国民健康保険が新たな制度に移行したことから、この部分を削除しております。

3項目めの国民年金制度につきましては、「持続可能で安心できる年金制度の構築を図るよう」と修正いたしました。

4項目めは、地域福祉計画における表記と統一するために、取り組みのタイトルを「低所得者の充実」から「生活困窮者への支援」と変更しております。

続いて、28ページをお開きください。「目標設定」についてでございますが、それぞれ三つの指標及び目標値に変更はございません。

続いて、29ページ、「用語解説」でございますが、「主な取り組み」に記載しています「国保データベース（KDB）システム」について、追加記載をしております。

最後に、「政策データ集」をごらんください。

まず、左上の表でございますが、1人当たりの医療費が年々増加しておりまして、大分市は全国平均よりも6万円以上医療費が高くなっていますが、大都市等と比較しますと、高齢者の加入割合が高いことが要因として考えられます。

次に、右上の表です。特定健康診査受診率・特定保健指導実施率については、未受診者への勧奨に努めており、少しずつではありますが、増加しております。医療費の約3割は、生活習慣病に関連するものが占めております。今後は、「主な取り組み」にありますように、医療費適正化に向けた疾病予防・健康づくりに重点を置いた取り組みが重要となってまいります。

下の表は、生活保護世帯数の推移と生活困窮者自立支援事業における自立相談支援事業の新規相談件数でございます。生活保護世帯数については、2014年からほぼ横ばい状態で推移しております。自立相談支援事業新規相談件数については、平成27年度の制度開始後より年々相談件数が増加しております。このような背景から、社会保障制度の充実に向けて、生活困窮者に対する自立支援の充実に努めます。

説明は以上でございます。

部会長 それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

委員 資料の1枚目の6行目に、「単身世帯と夫婦のみの世帯が増加傾向にある」とあります。核家族世帯というのが言葉の中にあるんですけど、前は子育てのところも核家族世帯となっているんですが、言葉を変えたのは何か意味があるのですか、

部会長 核家族だと夫婦と子供も入るわけですが、そうではなくて、単身と夫婦のみに限って、ここで言及しているのはどういう意味がありますかという。

委員 何か意味が変わったのかな。意味は、同じような意味だと思うんですけどね。

部会長 核家族のうち、子供のいない世帯について、この素案で述べているわけですね。単身世帯と夫婦のみ世帯ですから。何かそこは意図があれば補足をお願いします。

現行計画だと、核家族世帯や高齢者世帯の増加などにより、家族の支え合いが低下しという言葉になっていますけど、その辺。一見すると、結構いじっている感じがするんですけど、その意図みたいなのをちょっと補足していただけますか。

オブザーバー この文言につきましては、2018年の厚生労働省の白書から引用した部分でございまして、世帯構造の割合が、単身世帯、夫婦のみ世帯、親と未婚の子のみ世帯、3世代世帯、その他世帯というような割合的なものを、そういったグループ分けしたもので表記されたものがございましたので、そこから著しく増加した部分について引用しております。

部会長 子育ての節では子供がいる世帯がどうって意味があるんですけど、今、社会保障の部分で、高齢者のことはあれですけども、子供がいる、いないということは、あまりこの話題には関連してこないの、こういう表現に絞り込んだということですね。

委員 単身世帯が多くなっているということを強調しているんじゃないの。そうでしょう。

オブザーバー そうです、はい。

部会長 ということで、よろしいですか。

委員 いいです。

部会長 ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

委員 もう一つ、いいですか。続けて言いますけど、特定健診という言葉を用語の説明で

はなくて、文章の中に入れたいんですよね。なぜかというと、人口が減少して少子高齢化社会になって、制度をいろいろ整備すると思うんですけど、整備されるのはここに書いていることだと思うんです。ただ、それによって、国保で生活習慣病が、入院で3割、それから外来で4割というのが出ていました。協会けんぽもそれから国保も、どちらも特定健診をするようにということで一生懸命に訴えているんですよ。特定健診をすることによって、制度は制度としてあっても、大分市民の皆さんが何を具体的にすればいいかということを考えれば、特定健診は非常に必要だと思うんです。

そこで、国民健康保険の医療費というところに入れるか、どこかに入れて、特定健診の推進というのをうたっていたきたいです。

ほんとうのことを言うと、もう一個あるんですけど、在宅医療が高齢者の医療費もかかっているんですが、在宅医療を推進することによって、かなり財政的には改革できます。ただ、在宅医療は前の章でありましたので、特定健診だけ入れたらどうかというふうに思うんですけど。

部会長 ご意見としては、個別の計画ではなくて、「動向と課題」の所に入れるということですか。

委員 ここの国民健康保険の医療費というところの前に入れるかな、その後に入れるかで。何か入れられるところがありますか、入れられないですかね。

部会長 現状としては、特定健康診査の受診率は目標よりかなり低いわけですよね。かなり低いということを現状の中で言うておかなくていいのかなと。委員のおっしゃったことをどこかに挿入できるのではないかなと思ったんですけども。

委員 今日は、タイミングよく新聞にもありましたよね。大分県はどれくらい補助金を出しているかという。それぐらい、やっぱり特定健診は必要なことで、協会けんぽも本当に進めているんですよ。だから、ぜひこの文章の中に何かそういう言葉を入れたらいいなと思うんですけど、どうでしょうか。

部会長 というご意見ですが、いかがでしょうか。

オブザーバー 大分市のことを言うか、国全体のことを言うかということもあるので、すぐにどこに入れたらいいかというのが判断つかないんですけども。

部会長 特定健康診査自体は社会保障制度と言えないところがあるので、ほかの保険政策のところに加筆するというのもアイデアとしてはあるかもしれないですが、事務局にご検討いただくということでよろしいでしょうか。

委員 いいです。

委員 今の関連ですけど、現行計画の中に、「非正規雇用」、「非正規労働者」という言葉

になっているんですけど、素案のほうからいくと、ここでは「働き方の変化による」という文言になっており、表現方法でいいますと、結構変えたと受け取っていいんですか。こちらのほうは「非正規労働者」、「非正規雇用」の対策のことが、「雇用年齢の引き上げなど働き方の変化による」というふうに書いています。こちらのほうにはわりと柔軟な表現方法といいますか、素案のほうがそういうふうな形になったんですが、このところは、表現方法を変えたということで受け取っていいんですか。

雇用年齢の引き上げというのは、今おっしゃったように、今朝の新聞で、そういうことに国のほうも予算をびっくりするぐらい取っているのを見たばかりなんですけど、そういう受け取り方でいいんですか。

医療費についてですが、やはり予防医学で薬を飲み過ぎて、医療費がかからないようにということ、これはどちらに比重をかけるかということになると思うんですけど、やはり将来的に大分市も人口が減りつつある中で、他方ではそういう医療費にかかる費用がどんどん増えていったとき、そのバランスとしては、どちらに比重を今後の施策としてかけていくか。今、ここをこう直してくださいではなく、傾向としての意見を出させていただきました。

部会長

ありがとうございます。

現行計画ですと、3番目の段落、「一方」というところから、4行ほど記述があるところが、これも文面的にも素案のほうではかなり大きく変わっている部分なんですけれども、ここの変更の意図みたいなもの、狙いみたいなものが、もし何かあれば補足をお願いできないでしょうか。

オブザーバー

近年、非正規雇用労働者の比率というのが約4割近く推移しています。その推移の数値は、そのまま推移していて、増減があまり大きくはないようでして、先ほどのように、厚労白書の中では、雇用については、正規、非正規に限らず、パートや短時間労働、それから高齢者や女性をはじめとした多様な就労の促進がされているということから、そういった高齢者の雇用の年齢の引き上げとかいった働き方の変化があるということにちょっと文言を変更したということでもあります。

部会長

素案の表現ですと、比較的年齢の高い労働者のことを念頭に置いて、その人たちのための社会保障制度が大事だと言っているわけですが、逆にもっと若い世代のことについては何も書いていないという表現になっております。現行計画だと、年齢のことに触れずに、正規雇用云々と書いてあって、若い方で正規雇用についていない方々のことも、むしろ表現として含んでいるわけなので、言及範囲を縮小したように見えるんですよね。縮小した理由とか、若い人はどうでもいいというのか、いや、そうではないと思うので、そのあたりのことが、委員の疑問にもつながってくると思いますけど。雇用年齢が引き上げられた、その年齢層に特化して何か言いたいんですか。

オブザーバー

非正規で若い方々を除いたというわけではなくて、働き方改革と言われているところがありましたので、「雇用年齢の引き上げなど」という「など」にかけた形で素案の

ほうを作成しましたので、ちょっとまたいい表現といえますか、そういった内容を盛り込むよう検討いたします。

部会長

「など」に全部入るんだというのは、役所の理屈なのはわかるんですけど、「など」に縮小したというふうにも見えなくもないので。就職氷河期だった方々、今、もう中年になりかかった方々を、例えば再教育してどうのこうのとか、うまくいくかどうかは別として、国のほうも至急に何か言ってきて、大学にも何かやれとか言われているところなので、大分市の実態というのも私はちゃんと把握していませんけれども、是非そこを検討していただけないでしょうか。書いている内容が悪いとか、そういうことではないです。

部会長

よろしくお願いします。

ほかには、いかがでしょうか。

非常に些末なことですけど、国保データベースシステムって、「(KDB)」って書いてあるんですけど、KDBという言い方のほうが一般的なんですか。

オブザーバー

こちら側としては、KDBっていうのは、通り名みたいになっております。

部会長

よく言う表現だったら、あったほうが親切だと思いますし。わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。

これもちょっと質問なんですけど、目標値のところで、三つ目の指標ですね。生活保護受給者就労支援事業により3カ月以上の就労自立期間のあった人の数、これ、現状値131人で、2015から17年度の累計だと384人で、その下の目標値というのは、2020から24年度の累計ですか。

オブザーバー

累計です。

部会長

ここは累計だとわかるように書いてはまずいですか。どういう意味かなと思ったので、ほかの方も思うかもしれないので。2020から24年度累計見込みとか。

オブザーバー

そのように修正いたします。

部会長

ほかにはいかがでしょうか。

(なしの声)

部会長

では、ありがとうございます。

なければ、次、2章1節に進みます。事務局が席の移動がありますので少しお待ちください。

2章1節、「健康づくりの推進」というところですが、長い紙の資料のほかに、参考資料で大分市健康づくり推進条例とか健康への第一歩というフライヤーがあります。

それでは、第2章第1節「健康づくりの推進」について説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

本日、補足資料として、先ほどご案内いただきました、こちらのチラシと、条例の本文を書いたものをお手元にごらんください。では、座って説明させていただきます。

本市では、議員政策研究会により、大分市健康づくり推進条例が制定され、平成31年4月より施行されました。この条例は、健康づくりを総合的に推進することにより、全ての市民が生涯にわたり健康で安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的とし、市民一人一人が健康への意識を高め、健康づくりをみずからの問題として主体的に取り組んでいくこと、また、その取り組みを地域社会全体で支援していくことを基本理念としています。また、健康づくりの推進について、市の責務、市民や地域コミュニティ、学校、事業者等の役割を定めています。

このチラシの裏面のほうに図があるんですけども、このチラシの下の段の図は、この条例の推進計画である第2期いきいき健康大分市民21についての取り組みを図式化したものです。一番下の行に書かれている栄養や運動等各分野に関する健康づくりを推進していくことで、その上にある生活習慣病の予防や生活の質の向上、健康寿命の延伸などを進めていき、条例の基本理念でもある「健康で安心して暮らせるまち」の実現を目指す計画です。

第2次基本計画素案の策定に当たっては、この健康づくり推進条例の内容を勘案して修正しております。

それでは、新旧対照表の30ページをお開きください。まず、「動向と課題」についてですが、後半部分に健康づくり推進条例の趣旨である「市民の主体的な健康づくりを地域社会全体で支援する」という内容を盛り込む形で修正しています。

次の「基本方針」についても、健康づくり推進条例の目的に「健康で安心して暮らせるまちの実現を図る」と掲げていますので、それにあわせて表現を変更しました。

続きまして、32ページをお開きください。「主な取り組み」についてですが、健康寿命の延伸に向けた支援については、こちらも健康づくり推進条例の基本理念である関係団体との連携や市民の主体的な健康づくりを進める文言を追加しました。

次の「健康づくり活動への支援」については、現行の取り組みは類似した内容のため、一つにまとめ、新たに働く世代に対しての健康づくり支援の内容を追加しました。これは、健康づくりの推進計画である第2期いきいき健康大分市民21において、働く世代からの生活習慣病予防対策により重症化予防対策を推進する必要性を挙げていることから、追加したものです。

次の「地域に密着した活動の強化」としては、三つ目の黒丸の地域組織との協働による健康づくりについて、健康づくり運動指導者を追加したことと、四つ目に健康づくりを支援していくための社会環境の整備を進める取り組みについて、新たに追加しています。これも健康づくり推進条例の基本理念として、市や市民、関係団体は、相互に連携を図りながら協働して健康づくりに取り組むことが定められており、いきいき健康大分市民21でも、個人の健康は社会環境の影響を受けるため、地域や職場等

の社会全体として市民の健康を守る環境づくりを目指すとしていることから、追加したものです。

次の取り組みは、現行計画では「こころの健康づくり」でしたが、上記までの生活習慣病予防対策についての取り組みとそろえるため、後ろにあった「健康診査体制の充実」と順番を入れかえています。「健康診査体制の充実」については、三つ目の項目に生活習慣病の発症予防に加えて、重症化予防についても追記しています。これは、健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病の一次予防とともに、合併症予防も重要な取り組みであることから、追加したものです。

次の「心の健康づくり」については、ひらがなだった「こころ」の表記を、国の文書等では主に漢字表記であることから修正しました。

また、一つ目の項目で、「相談事業を通し」というところを「相談事業等」と「等」を追加していますが、これは心の健康づくりの取り組みとしては相談事業のほかにも講演会やキャンペーン等、さまざまな取り組みを行なっているため、修正するものです。

二つ目の項目では、「関係機関や団体との連携を図りながら」との文言を追加しています。これは、市の条例である大分市民のこころといのちを守る条例の基本理念に、「自殺対策は関係者の連携・協力の下に実施すること」としていることから、追加したものです。

次の「感染症予防のための啓発・情報提供」については、引き続き、取り組んでまいります。

続きまして、34ページ、「目標設定」についてです。これは、食生活改善推進員と健康推進員、それと四つ目の感染症は、引き続きの目標としております。

3歳児健診での虫歯保有率は、幼児健診の指標のため、第1章第2節「子ども・子育て支援の充実」に健診の取り組みとして項目が挙がっていますので、そちらに移す整理をしています。

今回、新たに健康づくり運動指導者の認定者数を追加しております。これは、「主な取り組み」の「地域に密着した活動の強化」の項目に、健康づくり運動指導者を挙げたことに関連して追加したものです。

最後に、「政策データ集」についてです。データは、平成24年と28年に行った大分市民の生活習慣実態調査のもので、いきいき健康大分市民21計画でも取り組みとして目標値を挙げているものです。

左上は「職場や家庭で分煙を実行する人の割合」、その右側は「ストレスや悩みを相談したいと思った時に相談できる人の割合」で、前回調査時に比べると、増加しております。

次に、左下は「定期的な運動習慣のある人の割合」で、減少傾向にあります。

その右側は「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合」で、バランスのよい食事をとる人は、若い世代で低い状況にあります。

本市では、健康寿命の延伸に向け、運動や食生活をはじめとする生活習慣の改善等の健康づくりを、他機関と連携しながら、地域社会全体で支援してまいりたいと考えております。

以上で説明は終わります。

部会長

ありがとうございました。

では、第2章第1節についてご質問、ご意見はございませんか。

委員

この推進条例は非常にいい条例だと思うんですけど4月からですかね、施行は。

オブザーバー

はい。平成31年4月から施行です。

委員

お聞きしたいんですけども、それまでの間に具体的な何かありましたか。関係団体と一緒に何かやるとか。具体的なものは何かあったんですか。

オブザーバー

ただいま、この中にも出てきましたけれども、健康推進委員や食生活改善推進員、健康づくり運動指導者、また、医師会、看護協会など各関係団体と協力しながら健康づくりを推進しております。

部会長

どれを根拠にというか、手掛かり、新しいアイデアをこれから展開していくとか、そんな感じですかね。何か、これができたことによって新しくこういうのを始めたというのは、まだそこまではやってないですか。

委員

32ページの一番、「関係団体と相互に連携を図りながら」と。関係団体って具体的にどこなんですか。どの団体ですか。

オブザーバー

医師会や看護協会、また、薬剤師会や各事業所、企業などの関係団体です。

委員

じゃあ、地域の団体は全然入っていないんですね。

オブザーバー

地域の団体は、先ほど言いました、健康推進員さんや食生活改善推進員さん、また、民生委員さんや自治会長さんなども。

委員

入っているの。

オブザーバー

はい。地域の組織や団体は、一緒に健康づくりを推進する団体に入っております。

委員

僕は老人会に所属しているんですけど、大分県の、この前も広瀬さんと話をしたんですけど、大分県の目標はやっぱり日本一健康寿命を延ばすということ。それで、私も大分県老人クラブ連合会もあわせて頑張っていこうというふうになっているんですけど、それは私ども老人会には全く来てないですね。

オブザーバー

健康づくり推進条例のことですね。

委員 ええ。だから、私どもは私どもで推進はしているんだけど、これを見ていない。

部会長 条例ができたことの周知、どうかという話と。

オブザーバー そうですね。この条例の作成につきましては、市民の意見を聞きながら作っております。

委員 それはわかるんですけどね。

オブザーバー 本年4月に作成をいたしましたので、また、地域の中で、民生委員さんや自治会長さんへ周知していきます。

委員 やっぱもうちょっと具体性を持たないと、これ、言葉の遊びじゃないんですよ。言葉はなんぼ変えても同じですよ。具体的に何をするかですよ。

部会長 私の個人的意見なんだけど、健康づくりの話をしているので、医師会や薬剤師会の名前が先に出てくるのって違うと思いませんか。

委員 ちょっとおかしいなと思ったんですよ。

部会長 考え方として。一次予防的なところから先に考えていかないと。もちろん医師会だっただご協力はいただくんだけれども、市民の目線から考えていって。あと、せっかく条例ができたことをもっと周知する。ただ、できましたというだけではなくて、これを機にこんなことを始めましたみたいな伝え方ができればいいと思います。4月にできたところですから、次年度の計画に向けて、これから急ピッチでいろいろ詰めていくんだと思うので、よろしくをお願いします。

委員 34ページに食生活、健康推進員、健康づくり運動指導者が、全部これは数字でこの34ページに挙がっているので、その関係団体という中身はこれだなとわかるんですけど、32ページの一番最後の心の健康づくりのところの、今、先生もおっしゃったんですが、関係機関や団体との連携で、心の健康づくりについては、具体的に入れられないのか、そういうところについて、これまでの上からのほうの文とか。この健康づくりについては、そういうところがやはりこの中に含まれているのかどうか、これ、大切なことではないかなと思うんですけど。いかがでしょう。

部会長 当然入っているんだと思うんですけど、書いてしまうと、それ以外は要らないのかっていうことになってしまう。

委員 これは、関係機関・団体という、これはちょっとぼやけるといいますかね。それま

でのところは、34ページを見ると、ああ、関係団体というのは、こういうところを指しているんだなというのが具体的にわかるんですが、健康づくりの所はわからないので。

部会長 何かこういう団体は必須だから、こういう書き方にしたほうがいいという、具体的なところがあるというご意見ですか。

委員 心の健康という面は、ある意味では幅が広いんだけど、もう少し具体性を持たせたほうが理解しやすいのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

部会長 全体に、こういう基本計画なので抽象的になっているんですけど、意図的に何か、その辺は具体名を挙げていないということですかね。

こうやって、一つ、二つを挙げるのは結構難しいかなと私は思うんですけど、挙げると切りがないので。だからといって、ぼやかして書いて何もしないというのは困るんだけど、きっちりやらなきゃいけないんだけど。その辺は今までの流れでいいのかとか。格別新しい展開を考えていたり、新しい狙いがあるわけではなく、今までの流れでこういう書き方をしたということによろしいですか。

オブザーバー ちょっと絞り込むのが難しいので。

部会長 絞り込むのが難しいので、こういう表現にとどめたということですね。

オブザーバー そうですね、はい。

部会長 こういうところに具体的な例を挙げてしまいますと、何か意図があって、そこと特と一緒にやるのかなというふうにとられてしまいます。書き方自体はしようがないという変ですけども、具体名を挙げなくてもいいのかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

個別の計画になってくると、例えばこういう何とか推進員とかそういう方々の横のつながりはどうなんだとかというのは、まあ、いろいろアイデアとしては出てくると思うんですけども。

委員 例えば医療機関とかそういう出し方は無理なんですかね。

部会長 医療機関は基本的に病気になったときにお世話になる部分が大きくて、健康づくりというと医療から始めるわけではないですね。

委員 3歳児健診での虫歯保有率についてですが、大分県だけが、とにかく全国一虫歯の子供の罹患率がトップだったんです。フッ化物塗布をすることでどんどん虫歯の罹患率が減ってきたという実績があるから、大分市のほうでも、今までの虫歯の対策につ

いては今どういうふうな形なのですか。

オブザーバー

委員さんおっしゃるとおり、大分県、また、大分市は、虫歯の多い方が多いです。現状といたしましては、1歳半健診の中で、フッ化物塗布を行いながらブラッシング指導なども行っております。そしてまた、かかりつけ医を持って定期的に健診をするように勧めております。

平成27年度から、「はじめての歯みがき教室」として、1歳児相談を始めまして、そこでもブラッシング指導や食事指導、また、フッ化物塗布も行いながら、より早くからの虫歯予防というところを今心がけているところです。それで、徐々に保有率といますか、虫歯を持っている子供さんが少なくなってきました、今、15%まで下がってきたという状況になっております。

委員

わかりました。

部会長

ほかにはいかがでしょうか。

委員

よろしいですか。健康づくり、疾病予防、健康管理という面で、非常に市民が健康に生活することができるという所が非常に重要なところだと思うんです。この中で、今年、健康づくり推進条例というのができて、大変すばらしいものだと思います。その第8条に「事業者」という言葉があるんです。今日は、その視点で具体的なお話をさせていただきたいと思います。

子供から高齢者までライフステージがあって、子供に関しては母子ということで相談窓口があったりして、いろんな支援をしています。成人がちょっと野放しの状態で、高齢者に関しては地域包括とかそういうところがあって結構管理できているんですね。健康管理においてもですね。

さあ、成人の管理をどうするかというときに、実は成人は、さっき非雇用の話もあったんですけど、ほぼ企業に集約されているんです。この企業に対する働きかけということで、第8条にあるので、うれしく思ったんですけど、これをもっと具体的に推進をしていただけるとありがたいです。文言には、「団体」という言葉で、さっきから「関連企業」とか「団体」とか、いろいろ書いていて非常に誤解されているんですけど、いわゆる事業者というか、企業というか、これは非常に重要だなというふうに思っております。

健康寿命の延伸についての話ですけれども、その次の健康づくり活動の支援という意味でも、医療機関等の関係団体との連携ということなんですが、実は予防医学、疾病予防という概念が、医学的には非常に発達しているんです。すばらしい理論構築ができています。これをどういうふうに市民に啓発するかということがポイントではないかと思うんですけど、例えば、こんな話があります。20代の体重を、皆さん、イメージしてください。高校時代とか大学時代とか。その体重プラス10キロになって、10年たつと、糖尿病になるんです。これ、間違いないですよ。

そういうことを専門家という人たちが市民に対して具体的にいろんな働きかけをし

ていくと、「ああ、そうなんだ」と。そして30歳が40歳をつくり、40歳が60歳、70歳をつくっていきます。ほんとうに人の体というのは、そのときそのときではなく、連続体であるから、そういった健康に関する認識というのを、疾病予防という概念から、もっと積極的に捉えていただきたいというふうに思います。

それから、さっきから話題になっている健康診査の関係ですね。これは、健康診査と特定健診というのがあります。健診率が低いとか医療費がどうのこうのというのがあって、専門家たちも特定健診についてほんとうに意味があるんだろうかという話があるぐらいなんですけれども、これ、一つは、健康診査を受けた市民の心理として、「大丈夫だ」という結果が出ると何にもしないんです。「異常がある」と言われると、びびって医療機関に行くんです。それだけなんです。いわゆる、さっき言った連続性がないんですね。つまり、さっきの国保データベース、それからビッグデータも国が持っているんですけれども、ほとんど活用は、今、経済的な問題だけで、国民の健康とか市民の健康についての連続性というのがないんですね。これは誰がすべきかということもあるんですけれども、やっぱりそういった意味で、実は企業が……。でも、個人情報なのでなかなかあれなんですけど、「行け」って言って、「行ったか、ああそうか」で終わるんですね。これだけでは、やっぱり健康寿命の延伸になかなかつながらないのではないかと思います。

そういった意味で、企業というのはほんとうに市民の集合体でなされていますから、企業の管理職とか上司といった人たちに、そういった健康に関する認識の教育訓練というのは絶対に要すると思います。例えば市役所。上司が健康管理についてのレクチャーを受けて、部下にそういう支援をしているかということとか、うちの病院においても、「あいつ、何か病気になってから、どこかから診断書が出てから、休職という話が出たわ」で終わってしまっているんですよ。だから、そこには生活している中のいろんな連続性の中で、いろんな疾病に侵されていく。だから、そこに予防医学は非常に重要だから、企業としてはそういったことに対する事業者配慮する、事業者自体はそういう義務が実はあるんですね、文言としてちゃんとあるんですね。だから、そういったことをひっかけて、市民の健康づくりに事業者が大いに乗ってくることは必要かなというふうに思います。

それで、最後の心の健康づくりの話でも出ましたけれども、実は企業の話にまたなりますが、メンタルヘルスチェック、皆さん、受けていらっしゃるんですよね。うちの職員も受けています。大きな企業とか50年以上の企業は義務として受けています。これは、もう3年目になるんですけれども、極めていいんです。

実は3万人がマックスだった自殺者数がちょっと最近下がっていますね。これは何が要因かということで、いろいろあるんですけど、人口が減ったからじゃないかという話もあるんですが、ちょっと景気がやっぱりよくなると自殺も減るんですけど、私は企業のメンタルヘルスチェックというのも一つの大きな要因ではないかなと思います。義務化されたような、こういうものがある。いわゆるフィジカルチェック、ヘルスチェックみたいなことも、やっぱり企業に対して働きかけるといった努力義務とか、義務ではないけれども、そういった働きかけをすることは、僕は絶対悪いことではないと思います。

そういった予防とか健康づくりをした中で、それでもやっぱり疾病に罹患すること
はあるわけですから、そのときは医療機関にちゃんと連携を図っていく。

心においても、ほんとうに今、自殺者とか、うつとか、不安とかいったものが非常
に多くて大変な状況です。私は精神科医ですけれども、転がり込んできたときは、も
う大変な状況です。「もう、先生、死にたい、死にたい」ばかり言うような状況です。
だけど、よく聞くと、企業の環境だとか家庭の環境だとか、いろんな環境の中で反応
を起こしていることが多いので、やっぱり健康、心の健康も非常に重要ですが、
その中で聞き出しをしてみたり、「何か問題ないかい」とか、「何でもいいけん、話し
てくれんかのう」というような体制づくりみたいなものも、やっぱり事業者が非常に
重要になってくると思います。

交通事故のあれで警察の話もしたんですけれども、ある道路で非常にスピード違反
が多くて子供が危ないから、企業に言って、その道を通るなというふうな指導をした
ら、うまくいくのではないかという話をしたんです。ところが、企業に対する働きか
けというのがなかなかできていないのが現状です。市民が何とか会とか、食育何とか、
ああいうのをつくってやっています。それはそれで非常にいいんですけれども、実は
市民を検索すると、縛っている団体というのは企業なんですね。これに対する、そう
いった働きかけみたいなことをしたいということで、今日は意見というか、お話をさ
せていただきました。

以上です。

部会長

ありがとうございます。

今のご意見から、思ったんですけど、32ページの素案の一つ目ですね。ここに、
そういう事業者が入っていないんですよ。「保健、医療、福祉及び教育等関係団体」
となっているんですが、「教育等」というのは学校の児童生徒を意識したやつだと思
うんですけど、ここに「保健、医療、福祉、教育及び事業者等」というふうに入れては、
どうでしょうか。

大分市ではない、あるまちでの経験ですけど、国の労基署と県の保健所、市の保健
師が一緒になって事業者を回って、「健康づくりの出前教室をやりますよ」とか「こん
なストレスチェック制度をご存じですか」とか「自殺対策もやっていますよ」とかいう
チラシを持って、顔つなぎをしながら活動をしているという例があって、非常にいい
動きだと思うんですけど。大分市だと、幸い保健所が市のものですので、そこはワン
ステップ省略できるんですが。どうしても労働政策というと、国が直接かかわる部分
が多くて、あまり都道府県とか市町村の関係が薄いところがあるんですけど、健康づ
くりという観点からは、確かに委員がおっしゃったように、重要ですので、そうい
うのを一言入れておいても悪くはないのではないのかなと。「事業者」という言葉がいい
かどうかわからないんですけど、ちょっとそこをご検討いただけないでしょうか。
具体的に何をというのにはここに書くことではないと思うんですけど、いろいろや
り方はあると思いますので。

やっぱり20代、30代、要するに40歳未満から健康な生活習慣をつくっておか
ないと、40代、50代になってから何か始めようと思っても、ちょっと遅いという

のは身をもってよくわかりますので。そこをご検討いただけないでしょうか。

オブザーバー

「動向と課題」のところで、「保健、医療、福祉及び教育等関係団体」のところに、企業というところを含めるような形で、ちょっと持ち帰って検討いたしたいと思います。

それから、32ページのところは、今現在では「地域に密着した活動の強化」というところの、四つ目のところに「地域や職場等の社会全体として」というふうな形で、ここには入っているんですけども、上の健康寿命の延伸のところにも、さらに加えるということで検討したいと思います。

部会長

よろしくお願ひします。

委員

さっきも言ったんだけど、やっぱりこの健康づくり、今までの流れとちょっと違うから、もう少し関係機関のところがどうかならないかなと。

部会長

多分、大企業さんは企業さん自体で結構やっていらっしゃるんで、中小企業とか自営業に近いところで働いている、雇用されている方とか、そういう方をカバーしようと思ったら、市町村でしないとうしようもないと思うので、何かそこはご検討いただければなと。ここの計画ではなくて、その先の具体的な施策のなかでも、ご検討いただければありがたいなと思います。

オブザーバー

今、働き盛り世代への働きかけというところで、協会けんぽと協力をしながら、中小企業への健康づくりというところを進めているところですので、そこをさらに充実させていきたいと思っております。

部会長

よろしくお願ひします。

この節について、ほかにはいかがでしょうか。よろしでしょうか。

(なしの声)

部会長

では、「健康づくりの推進」については、ここまでといたしまして、次に、第3章の第1節「人権教育・同和対策の推進」のところに移りたいと思います。事務局の説明をお願いします。

P T

第3章「人権尊重社会の形成」第1節「人権教育・啓発及び同和対策の推進」の説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

ではまず、お手元の資料、「大分市総合計画第2次基本計画素案新旧対照表」と「政策データ集」をもとに説明いたします。

それでは、「基本計画素案新旧対照表」の43ページをごらんください。

「動向と課題」についてです。主な変更点といたしまして、下線、「また」の箇所にな

りますが、現行計画に加えて、「部落差別の解消の推進に関する法律」に関する文言の追記をしております。

この法律は、平成28年12月に施行され、「現在もなお部落差別が存在する」との認識が示され、「国及び地方公共団体の責務」「相談体制の充実」「教育及び啓発」「部落差別の実態に係る調査」について定められており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められていますことから、追記をいたしました。

また、6行目の「ハンセン病回復者、その他あらゆる人権問題の解決」と、13行目の「市民的権利と自由を完全に保障されていない」という重大な社会問題につきましても、人権に関する施策を推進するための指針として、平成29年4月に改定された大分市人権教育・啓発基本計画と統一の用語・表現の修正としております。

続いて、次の44ページの「基本方針」についてです。先ほどと同様の用語・表現の修正をしております。

次の45ページの「主な取り組み」の一番下の「分野別課題への対応」につきまして、大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例及び部落差別の解消の推進に関する法律に伴い、「部落差別を解消し、人権を擁護するため」と「相談体制の充実等」を追記しております。

次の46ページの「目標設定」につきまして、人権啓発センター（ヒューレおおいた）利用者数の2024年度を56,000人、人権啓発研修等への講師派遣回数を2024年度200回、参加者数8,000人を目標値としております。

最後に、「政策データ集」についてです。左上の8月の差別をなくす市民啓発講演会と12月の人権講演会の来場者数、右上の2013年、平成25年にJ:COMホルトホール大分内に開設されたヒューレおおいたの年間利用者数、下段の平成22年と平成27年に実施した人権に関する市民意識調査結果について掲載しております。

説明は以上とさせていただきます。

部会長

ありがとうございました。

ただいまのところについて、ご質問、ご意見、いかがでしょうか。

私から単純な質問なんですけれども、二つあるんですが、ヒューレおおいたの利用者数というのは、何をした方を数えたんですか。

オブザーバー

ヒューレおおいたでは、主な事業として、常設展示と特別展示というのをヒューレおおいた内で行っております。それと、DVD図書の貸し出しを行っております。単純にその方が、中に入られて、借りたり、パネルを見たりするのに加えて、人権セミナーと人権講演会を行っています。それと、年に8月、11月、3月等にイベントを開催しております、そのイベントに参加をしていただいた方の人数等も加えております。

部会長

パネル展示をふらっとのぞいてみた方も、ここに入っているんですか。

オブザーバー

そうです。入口にカウンターをつけておりまして、中の入場者数をカウントしております。

部会長

わかりました。

もう一つは、講演会来場者数のデータがありますが、ここで言っている講演会と市民啓発講演会、これは今おっしゃったやつのことですか。

オブザーバー

いえ、これは別になります。

差別をなくす市民啓発講演会といいますのは、J：COMホルトホール大分の大ホールで毎年夏に行っている講演会の来場者数のことでございます。下の人権講演会来場者数といいますのは、毎年12月に各地区公民館、会場は持ち回りで行っておりまして、各地域で行う講演会の来場者数のことを示しております。

部会長

わかりました。ありがとうございます。

どうでしょう、この節に関しまして。

委員

言葉の問題で悪いんですけども、一番最初、下から6行目、「市民的権利」とありますけど、「市民権」にしないのは何か理由があるんですか。

それと、「ハンセン病回復者」、「回復者」をつけたのは何か理由があるんですか。

オブザーバー

まず、「市民的権利」の部分ですが、大分市では、平成16年に人権教育・啓発基本計画というのを策定いたしましたして、その見直しを平成29年4月に行ったところでございます。その基本計画を変えた折に、「市民的権利」の部分と「ハンセン病回復者」についても、最初の基本計画を策定してから年数がたっておりまして、近年のそういった状況などを見ながら、言葉の修正をしていった中で、そういった形の言葉遣い、用語の修正をしたところでございます。

部会長

「市民的権利」という言い回しは、国とかほかの方面で今は広く定着していると考えていいですか。

オブザーバー

はい、当然、改定を行う際に、ほかの部分のこういった基本計画、用語の用い方なども参考にそのときに決めておりますので、そういった用語の使い方を参考にしているというところでございます。

部会長

わかりました。多分、一般の大分市民には耳なれない表現だと思うので、それっていったい何なのかというところをわかっていただくのも大事な啓発になると思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、「回復者」というのは、今は治療中ではないということですか。

オブザーバー

はい、そうです。いわゆるハンセン病の患者さんというのは、インターネットなどで見ますと、現在の患者さんというのは、新規の患者さんが発生するのが数人、また、再発をする方が数人ということで、現在、患者さんというのは十数名だというような、

インターネットの記事などがございます。昨今、補償、賠償等と言っておられる方々は、ハンセン病回復者という表記の仕方ということで考えております。

部会長

ほかには、いかがでしょうか。

委員

人権については非常に重要なことであると思っているし、これは人権教育ということとでちょっとお話をさせていただきたいんですけども。

人への差別というのは、人というのはいくら言ってもあるんですね。この発生は2歳、3歳、4歳で、いわゆる他者への異質への排除みたいなのは絶対的にあるんですね。これは差別なんですけど、それから自尊心があって人に対して負けたくないというふうなことがあると、非常にここでまた差別とかいじめといったものが発生します。

私が言いたいのは何かというと、10歳ぐらいで大体そういった概念が確立されて、高校生で不変的になるんです。皆さん、高校時代の友達と話すと、昔と同じこと言いますわ。ほんとうに同じことを言うでしょう。このころが非常に人権教育のポイントじゃないかと思います。道徳とかそういったことの教育もしていますけれども、実は人は平等だよというね。DNAの、いわゆる理論解析で、黒人と白人の差はないという、DNAで、ないんですよ。でも、思考はあるんですね。いわゆる、キリスト教が、ユダヤ教がとか、ああいう考え方というのは非常にあります。

それが環境なのかどうかという議論もあるんですけども、そういった中で人への差別という教育を、どこかのところできっちりやっていますよ、大分市は、というような理論的な根拠のもとに、何かそういう文言が入れていただけると。何か市民に全部に網かけて、子供からお年寄りまでみんなの人権だというふうに言っているような気がするんですけど、そのポイントの中で、「人権教育」という言葉が一番上の文言にあるわけですので、その教育のポイントをこの辺に置いて、いわゆる人は平等であるというということをきちんと教え込んでいる大分市であるというふうなイメージがあると非常にいいかなと思います。

部会長

ほかに、この節について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なしの声)

部会長

では、時間の関係もありますので、今度は3章の2節に移りたいと思います。「男女共同参画社会の実現」という節になります。では、事務局、説明をお願いします。

P T

では、第2節「男女共同参画社会の実現」についてご説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

「男女共同参画社会の実現」につきましては、国の方針及び現行の市計画であります第3次おおいた男女共同参画推進プランとも照らし合わせ、方向性に変更がないことから、基本的に「動向と課題」「基本方針」「主な取り組み」「目標設定」を通して大

きな変更はありませんが、軽微な変更がありますので、その点と「政策データ集」についてご説明させていただきます。

まず、お手元の新旧対照表の50ページをごらんください。「主な取り組み」の「男女共同参画社会に向けた意識づくり」について、現行計画では「男女共同参画を推進し、だれもが多様な選択ができるよう、あらゆる場面での教育・学習機会の充実に努めます」としていますが、「あらゆる場面での」という文言を「広く市民が学べる」と変更し、教育・学習機会の対象、内容をより明確にしています。

続いて、51ページをごらんください。こちらは、「目標設定」における二つ目の指標「男女共同参画社会という意味を知っている人の割合」を、「意味を知っている」から「言葉を知っている」に変更しております。これは、当市の第3次おおいた男女共同参画推進プラン中の指標が、さきのおい変更になっていることから、そちらにあわせた形になります。変更の理由としましては、国や県の指標が「言葉を知っている人」であることから、進捗ぐあいを比較するため、変更をいたしました。また、「意味を知っている」ですと、どのレベルの理解をもって「知っている」と答えるのか個々の感覚に差異があるため、個々の感覚で差異が生じにくい「言葉を知っている」に変更したという理由もあります。

続いて、「政策データ集」についてご説明させていただきます。

「男女共同参画講演会の参加者数」、「男女共同参画推進団体の登録数」の二つの統計データと、「社会全体では、男女の意識や地位は平等になっていると思いますか？」「性別によって役割を固定した考えについてどう思いますか？」という市民意識調査の結果を政策データとして挙げております。

こちらの説明については以上になります。

部会長

ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

私から質問なんですけれども、男女間、性差別的なことは、ほかの差別問題とは独立させて、ここの節で扱っているわけなんです、いわゆるLGBTなどジェンダーマイノリティの問題、そういった方々の差別に関しては、「男女共同参画」という言葉の中ではどういうふう位置づけられているものなのでしょうか。その辺のトレンドを教えてください。あるいは、一般的には人権問題の中の一部という扱いになるのでしょうか。「男女共同参画」と言った時点で1種類しか想定していない感じがあるんですけど。そういう議論、あるいは、狙いがあったら教えてください。

オブザーバー

確かにおっしゃるとおり、大もとは人権問題なんですけれども、男女共同参画の中では、性的マイノリティも含めまして、高齢者や障がい者等がもともと抱えている困難に加えて性別に起因する複合的な困難を抱えないように男女平等意識の啓発や差別・偏見の解消に向けた啓発をしていくところを現行の我々の個別計画である男女共同参画推進プランの中でもうたっておりますので、性的マイノリティの方についても、性的マイノリティであるということで差別をされることがない啓発を行っていくという扱いをしております。

部会長 　ただ、その辺は、この中には、言葉としては表面的に浮かんできていない。

オブザーバー 　この節ではまず男女共同参画というのが大きなところにありますので、その推進をまず進めていくことが大事であるということから、性的マイノリティの記述はこちらの中には入れておりません。

部会長 　入れなくていいのかなというあたりは、どうなんでしょうね。もちろん、あんまり細かいことはここに書ききれないということはわかるんだけど、細かいことで済ませてしまってもいいのかわかっていうのは、ちょっと気になるんですけども。

オブザーバー 　性的マイノリティの方への差別や偏見というのも、「男だから・男なのに」や「女だから・女なのに」という周囲の固定観念から差別や偏見が生じることもあると思うので、まずは固定観念の解消、男女共同参画社会の形成ということをしていくのが、まず第一。まだそこもできていないので、そこだけをまずこの節ではうたっております。

部会長 　ほかの委員さんから、いかがでしょうか。

委員 　「意味を知っている」から、今度は「言葉を知っている」にすると、当然、このパーセンテージが随分違うと思うんですね。実際、私はかかわっているからわかりますが、具体的な施策は非常によくやっているんですね。今度もこれが出ているというように、各団体、関係者との交流の場も設けてくれている。実際、施策としては非常に身近に私どもも感じているしあれだけど、やっぱりこういう指標で数値を出すときには、私たちもいつもアンケートをするんですけど、「意味を知っている」と「言葉を知っている」というのは、随分出てくる数値が違うんですね。ほんとうに違いますね。だから、それによって、ここで現状値71.1%で、意味のほうの倍じゃないですか。だからね、これあたりはもうちょっと考えたほうがいいのかなど。言葉はほとんど、こういうデータをとらなくていいぐらいに、浸透していると思うんです。だから、私は「意味を知っている」人の割合のほうの実態はつかめると思うんですけどね。

部会長 　市民調査をして、その結果がこうなるような目標だということですかね。
この100%の目標っていうのは、市民にお尋ねして、その回答がこうなったらいいねっていうことですか。

オブザーバー 　そういうことです。

部会長 　そのときに、「言葉だけを知っている」と「意味を知っている」と分けて聞けば、この目標はこうやって設定できますけれども、言葉だけ知っていて意味が分かっていない人は、まだこれだけいるから、それはこの次の目標だみたいなことはできるんじゃないですか、技術的には。

- オブザーバー それは調査の中で可能でございます。
- 部会長 委員がおっしゃるとおり、意味が分かってなければ意味がないので。ほんとうはそこなんですけれども。
- 委員 50ページの「働く場や地域社会」のところですね。先ほどからいろいろ出ていますけど、職場がやっぱりトップの姿勢ですよ。そのためには連合会とか商工会、それから経営者協会、いろいろそういうトップが集まるところがあるので、そこを利用してやったらどうかなと私は思います。やっぱりトップの姿勢というのは非常に大切なんです。姿勢を大切にする、教育をするためには、やはりそういう団体を使って協力してもらおうというふうに考えたほうがいいです。男女平等というのは、一遍ですけど、職場に関してはいいと思います。ということで、意見ではないんですけれども。
- 部会長 ありがとうございます。
うかがっていて、はっと思ったんですけど、ここを「学校」は書かなくていいんですか。もう大丈夫だということですか。「働く場とか地域社会」と書いてありますけれども。委員のお話と同じで、こういう意識っていうのも、10代のうちに刻まれてしまうと容易に変わらないと思うんですけれども。学校教育の中で、何か男女差別をなくすための取り組みとかというのはあるんでしょうか。
- オブザーバー 大分市の男女共同参画推進条例という中には、教育、そういった啓発などというときに、「学校の現場に」というのは具体的に文言を入れていないんですけれども、市民、それから事業者等、自治会等及び教育に関わる者の役割を明らかにしてという、例えば小中学生に向けて、そんな具体的な言葉は入れていないんですけれども、「市民に」というところを捉えて、小学5年生向けに啓発の漫画本を作成して、全員に配布したりですとか、そういった取り組みを中身としては行っている現状があります。
- 部会長 だったら、書いてもいいんじゃないのかなと単純に思ったんですけれども。
- オブザーバー いろいろと行政の中の細かい役割の中で、人権・同和対策課、それから教育委員会の方の人権・同和教育課、社会教育課などで、どこを中心に啓発を進めていくかという役割もあったりして、特に私たちのほうで「小中学生に」というのを具体的に入れるというのは、今まで特にこういう説明の中に入れるというのは意識していなかった状況ではあります。
- 部会長 センターでやっていなくても、道徳か何かではきっとやっていると思うので、逆にこういうところを書いておくことで、みんなの意識がクリアになるということもあるんじゃないですか。現状で、やっていないのに書いてしまうとやらないといけなくなって困るとかそういう話ではないと思うので。

オブザーバー

それはないです。

部会長

ご検討いただけますか。

オブザーバー

わかりました。

部会長

ほかにこの節に対して。意見はありますか。

委員

男女共同参画社会は、男女平等という意味ですばらしいいい施策であることは間違いないんですけども、これによる弊害みたいなものが、医療現場の特に小児の現場ですごく感じるものがあります。2歳とか未就学までの子たちが、家庭というものが夜しかないということで、いろんな意味で、情緒的な発達がうまくいかないんです。特に発達障害の子たちなんか、ほんとうにそういうのがあるんだと思います。そうはいつでも、お母さんは「何で私が子育てをせないかんの」とか「お父さんも一緒じゃない」というふうな、それぞれ父と母の思いが今の世の中にはあるんですね。だけど、そこで放置ではないけれども、ちょっと手厚さのない、愛情のない環境がつけられているところもあります。

それも、さっき委員がおっしゃったように、働く場で少しそういった育児期間の環境づくりをもっと積極的につくっていただけないかなと思います。働く場や地域社会における男女共同参画の推進という、何か、とにかく一緒に働けというふうなことだけで終わるのではなくて、母性父性がある子供を育てるという意味で、子育て期間における企業の配慮みたいなものですね。それはお金の話になって、だから支援とか助成とかそういったものがあればほんとうはいいんですけども。お金はここに費やすべきだと私はほんとうに思っているんですが、それは国の施策の問題ですけども。じゃないと、子供を育てている夫婦の家庭に対して、企業が時間を割いているという、奪っているわけなので、これに対して企業として配慮を求めるとするのは絶対要ると思います。じゃないと、二人で働かないと飯は食えんのですよ、今。それはもうわかっているんです。

言い出すと切りがないですが、何て言うのかな、発達し過ぎて贅沢になり過ぎているんだ、ブータンみたいに何もなくても幸せだというような、そういう社会にならないとほんとうはいけないのではないかという気がしています。

福井県では、実は総菜コーナーがスーパーの半分以上を占めています。男女参画、日本一なんですよ。何かというと、男、女は関係ないんです。とにかく、総菜は好きなもの買って、家に帰って、みんなで食べる。お風呂は誰が沸かすとか片付けは誰がするとか関係ない。好きな人がやるというほんとうにいい風土だなと思うんですが、その中で子供たちは結構うまく育っているような感じがある。

部会長

共同参画というと共同で働けと言っているわけではないのですが、子育て支援のところとのすり合わせということになってくるとと思います。ここに書いてある、どこの

言葉を直せとかいうご意見ではないですかね、今のところは。子育てのところと私も読み合せてみますので、事務局のほうでも、もう一回、そこをすり合わせて、漏れがないように。問題の所在は、今ご指摘があったとおり、おわかりだと思います。よろしくをお願いします。

ありがとうございます。まだ特にご意見をいただいていない委員さんもいらっしゃいますが、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。この節について、ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

(なしの声)

部会長

ありがとうございました。

それでは、議事の3、その他について、事務局から何かございますか。

事務局

それでは、その他についてでございますが、お手元にお配りしております市民福祉部会の日程表をごらんください。

本日、第4回の部会を開催させていただいたところですが、次回、第5回は11月8日金曜日、14時からです。

場所につきましては、こちら、この会場で行いたいというふうに考えております。

内容につきましては、これまで皆様方に意見を出していただきました各章の内容について、提言書の骨子というところをまたご意見をいただきたいというふうに考えておりますので、11月8日、第5回の部会にまたご出席をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。今のスケジュールについて、ご質問はございませんか。

(なしの声)

部会長

長時間ありがとうございました。以上をもちまして、今日の議事を終了いたします。

では、最後、事務局のほうでお願いいたします。

事務局

影山部会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第4回市民福祉部会の会議を終了させていただきます。本日は、まことにありがとうございました。